

回 覧



千代田町女性消防協力会から

住宅用火災警報器設置促進事業のお願い！

1区から9区で**住宅用火災警報器の共同購入**を実施することになりました。

住宅火災による死傷者及び被害を軽減することを目的として、住宅用火災警報器の全住戸設置を目指し、共同購入事業を実施させていただきます。

住宅用火災警報器は新築で平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置が義務付けられています。

本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



問い合わせ先

館林地区消防組合 千代田消防署 予防係

電話 0276-86-3202 FAX 0276-86-4810

E-mail chiyoda@fire-tatebayashi.jp

◎ 共同購入のスケジュール

回覧 1

- ・ ① 住宅用火災警報器設置促進事業のお願い（今回）

回覧 2

- ・ ② 住宅用火災警報器の共同購入申込書を10月中旬に回覧しますので、購入希望者は共同購入申込書に記入してください。

回覧 3

- ・ ③ 住宅用火災警報器の受渡し方法を12月上旬に回覧します。

受渡し

- ・ ④ 地元集会所等で1月上旬から受渡し開始。
- ・ ⑤ 取付支援サポート（設置困難な方は、消防署・業者等で取付サポートを行います。）

共同購入のメリットは？

- ① 悪質な訪問販売防止となり、心配がなくなります。
- ② 地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になります。
- ③ 警報音や音声が同じなので、近所の方に気づいてもらいやすくなります。
- ④ 住宅用火災警報器の交換時期や維持管理もしやすくなります。

住警器設置で 安全な暮らし

